

飯綱町避難勧告等の判断基準  
及び伝達マニュアル

水害・土砂災害

平成27年3月  
飯綱町

## 《 目 次 》

1. 避難行動の考え方	1
2. 避難勧告等発令の判断基準	2
3. 水害	3
4. 土砂災害	9
5. 避難勧告等の情報伝達	13

## 《災害情報の入手先》

- ◎ 長野県 防災 HP (防災に関する情報発信先)  
<http://www.pref.nagano.lg.jp/bosai/kurashi/shobo/saigai/oshirase.html>
  
- ◎ 長野県河川砂防情報ステーション  
(注意報・警報等、土砂災害警戒情報、雨量及び水位情報)  
<http://www.sabo-nagano.jp/>
  
- ◎ 長野県河川水位情報  
<http://kasenbousai.pref.nagano.lg.jp/>
  
- ◎ 長野地方气象台 (気象・火山等に関する情報発信先)  
<http://www.jma-net.go.jp/nagano/>

## 1. 避難行動の考え方

### 1.1 避難の目的

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」とする。

命を守るという観点では、災害のどのような事象が命を脅かす危険性を持つことになるのかを認識し、避難行動を取るにあたっては、次に掲げる事項をできる限り明確にする必要がある。

- ① 災害種別毎に脅威がある場所を特定すること
- ② それぞれの脅威に対して、どのような避難行動を取れば良いかを明確にすること
- ③ どのタイミングで避難行動を取ることが望ましいかを明確にすること

### 1.2 避難行動

避難勧告等の対象とする避難行動については、これまで避難所と呼称されてきた場所に移動することのみではなく、次の全ての行動を避難行動とする。

- ① 指定避難場所への移動
- ② (自宅等から移動しての) 安全な場所への移動 (公園、親戚や友人の家等)
- ③ 近隣の高い建物等への移動
- ④ 建物内の安全な場所での待避

#### 1.2.1 避難勧告等と避難行動

避難勧告等では立退きを勧告し、災害が発生した場合やさらに災害の発生が切迫しており、屋外で移動することが危険な場合は、屋内での待避等の安全確保措置を指示するというものである。

ただし、住民は自らの判断で避難行動を選択すべきものであること、命を守る避難行動として必ずしも従来の避難を必要としない場合もあることから「屋内での待避等の屋内における安全確保措置」も避難勧告が促す避難行動とする。

#### 1.2.2 避難行動の呼称

避難勧告等が発令された場合、そのときの状況に応じて取るべき避難行動が異なることから、指定避難場所や安全な場所へ移動する避難行動を「立ち退き避難」と呼ぶこととし、屋内に留まる安全確保を「屋内安全確保」と呼ぶ。

実際の避難勧告等の発令時には、あらかじめ定めた避難場所への避難とともに、外が危険な場合には屋内安全確保をとることを併せて伝達する。

#### 1.2.3 避難場所と避難所

避難行動をとる際の安全確保の観点から、避難場所と避難所を明確に区分する。

- ・避難場所：切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所
- ・避難所：災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所

## 2. 避難勧告等発令の判断基準

### 2.1 判断基準の考え方

対象とする災害の種別毎に避難勧告等を発令し、対象地域において、立ち退き避難が必要な住民等と屋内安全確保が必要な住民等の両者にそれぞれの避難行動をとってもらうことを示す。避難勧告等は、災害種別毎に避難行動が必要な地域を示して発令する。

### 2.2 避難準備情報、勧告又は指示等実施の3段階

区 分	実施時の状況	住民に求められる行動
避難準備情報 (避難行動要支援者 避難)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、近くの避難場所、又は町等から指示のあった場所への避難行動を開始（避難支援者は、支援行動を開始）</li> <li>・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</li> </ul>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の避難行動ができる者が避難を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の避難行動ができる者は、近くの避難場所、又は町等から指示のあった場所への避難行動を開始</li> </ul>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>・人的被害の発生した状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了</li> <li>・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合でも生命を守る行動をとる</li> </ul>

#### ※ 避難行動要支援者に対する避難勧告について

災害の状況等により、住民の避難行動が夜間に及ぶ可能性がある場合には、特に在宅の要配慮者に対する避難勧告の発令時期を前倒しで行うこととし、日没前に避難が完了できるようにする。

### 3. 水害

#### 3.1 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

##### (1) 鳥居川破堤・越水はん濫

###### ア 警戒すべき区間

- ・右岸 牟礼吹上 70m
- ・左岸 華表橋から日影橋 500m

###### イ 鳥居川の特長

- ・上流戸隠地域（代表雨量観測所「戸隠牧場」）に降った雨が約1時間後に到達
- ・上流戸隠地域の総雨量が50mmを越えると下流水位が危険水位を上回るおそれ

###### ウ 施設の整備状況等

- ・左岸について堤防のかさ上げ実施

###### エ 特に注意を要する区間

- ・重要水防箇所（牟礼吹上、倉井狐沢）
- ・新鳥居橋（H12年出水で流木により閉塞：上流で越水はん濫）

##### (2) 斑尾川破堤・越水はん濫

###### ア 警戒すべき区間

- ・両岸 堀越から斑尾大橋まで
- ・両岸 毛見橋から下赤塩橋まで

###### イ 斑尾川の特長

- ・上流芋川地域の総雨量が100mmを越えると水が溢れるおそれ

###### ウ 特に注意を要する区間

- ・重要水防箇所（毛見橋から下赤橋まで）

※上記以外の中小河川は、氾濫による侵水域の最大水深がほとんど床下以下と想定されることから、基本的には立退き非難は必要ないが、最大新水深が0.5以上となる平屋家屋の場合は地域の確認をする。

#### 3.2 避難勧告等を判断する情報

長野県河川砂防情報ステーション、鳥居川水位及び大雨注意報・警報（浸水害）、大雨特別警報（浸水害）、洪水注意報・警報、指定河川洪水予報、水位到達情報、そしてこの他に府県気象情報、記録的短時間大雨情報

#### 3.3 避難すべき区域

(1) 避難勧告等の対象となる「避難すべき区域」は下表のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

ア 重要な情報については、情報を発表した長野地方気象台、河川管理者等との間で相互に情報交換をすること。

イ 「避難すべき区域」は、過去の被害の実績や被害認定などを踏まえて特定したもので、自然現象のため不測の事態等も想定されるため、事態の進行・状況に応じて、避難勧告等の発令区域を適切に判断すること。

ウ 「避難すべき区域」特定の際に参考とした浸水想定区域図は、一定規模の外力等を想定した作成されており、想定を上回る災害が発生する可能性があることと、平均的な

地盤高等を用いて計算されており、細かい地形が反映されていないことに留意すること。

### 3.3.1 鳥居川の避難すべき区域

想定新水深	対象区域	対象世帯・人数	避難区分	一時避難所	指定避難所
0～0.5 未満	牟礼区 吹上地区	2 世帯・6 人	水平	牟礼コミュニティ	牟礼東小学校
	牟礼区 本町地区の一部	38 世帯・96 人 (鳥居川～県道間)	垂直		
	普光寺区 深沢地区の一部	25 世帯・61 人 (鳥居川～国道間)	垂直		
	普光寺区 橋場地区の一部	8 世帯・29 人 (鳥居川～国道間)	垂直		
	倉井区 狐沢地区の一部	5 世帯・10 人 (鳥居川～国道間)	垂直		

### 3.3.2 斑尾川の避難すべき区域

想定新水深	対象区域	対象世帯・人数	避難区分	一時避難所	指定避難所
0～0.5 未満	赤東区 毛見地区の一部	2 世帯・8 人 (斑尾川沿い)	垂直		
	赤東区 下赤塩組の一部	8 世帯・26 人 (斑尾川～県道間)	垂直		
	芋川区 田中組の一部	27 世帯・83 人	垂直		
	芋川区 中村組の一部	6 世帯・16 人	垂直		

### 3.3.3 八蛇川、滝沢川、その他の河川の避難すべき区域

- ・流域地域に隣接する区・組等

### 3.4 避難勧告等の発令の判断基準

避難勧告等の発令の判断基準は下表のとおりである。

この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・想定を越える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。

- ・堤防の異常、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行う。

### 3.5 水位周知河川（対象：鳥居川）

#### 3.5.1 避難準備情報

- ・水位周知河川は、流域面積が小さいため、降雨により急激に水位が上昇する 경우가多く、氾濫注意水位や避難判断水位を超えた後、時間をおかず氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達するケースがある。
- ・避難判断水位は、避難場所の開設、要配慮者の避難に要する時間等を考慮して設定された水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。
- ・ただし、避難判断水位を超えても、最終的に氾濫危険水位を超えない場合も多い。
- ・このため、避難判断水位を超えた段階で、河川上流域の河川水位やそれまでの降り始めからの累積雨量、雨域の移動状況等を合わせて判断することが望ましい。
- ・堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越流）に限らず、堤防の漏水・侵食等も考えられる。このため、堤防の漏水等・侵食が発見された場合、避難準備情報の判断材料とする。
- ・なお、台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う必要がある。

##### 【避難準備情報の判断基準の設定例】

- 1～3のいずれか1つに該当する場合に、避難準備情報を発令するものとする。
- 1：鳥居川水位観測所の水位が避難判断水位である2.5mに到達し、かつ、上流域の河川水位が上昇している場合
- 2：鳥居川水位観測所の水位が避難判断水位である2.5mに到達し、かつ、氾濫警戒情報において引き続きの水位上昇が見込まれている場合
- 3：漏水等が発見された場合

#### 3.5.2 避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合

- ・基本的に夜間であっても、躊躇することなく避難勧告等は発令する。
- ・降水短時間予報（6時間先までの各1時間雨量）、大雨警報・注意報の文中に記載される注意警戒期間、府県気象情報（予想される24時間雨量）を判断材料とする。
- ・過去の洪水で、流域平均雨量がどの程度で氾濫危険水位に到達する可能性があるのかを認識する必要がある。

##### 【避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合の避難準備情報の判断基準】

- 1～2のいずれかに該当する場合に、避難準備情報を発令するものとする。
- 1：大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合
- 2：降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合

#### 3.5.3 避難勧告

- ・氾濫危険水位は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。

##### 【避難勧告の判断基準の設定例】

- 1～3のいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令するものとする。
- 1：鳥居川水位観測所の水位が氾濫危険水位である2.8mに到達した場合

- 2：鳥居川水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合
- 3：鳥居川水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、上流戸隠地域（代表雨量観測所「戸隠牧場」）の気象情報、降水短時間予報で、さらに20mm以上の降雨が予想される場合

#### 3.5.4 避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合

- ・ 基本的に夜間であっても、躊躇することなく避難勧告等は発令する。
- ・ 降水短時間予報（6時間先までの各1時間雨量）、大雨警報・注意報の文中に記載される注意警戒期間、府県気象情報（予想される24時間雨量）を判断材料とする。
- ・ 過去の洪水で、流域平均雨量がどの程度で氾濫危険水位に到達する可能性があるのかを認識する必要がある。

#### 【避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合の避難勧告の判断基準】

- 1～2のいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令するものとする。
- 1：判断する時点（夕刻）で、鳥居川水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、気象情報、降水短時間予報で、戸隠牧場地点上流にさらに20mm以上の降雨が予想される場合
  - 2：鳥居川水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合

#### 3.5.5 避難指示

- ・ 河川の水位が堤防を越える場合には、決壊につながることを想定されるため、避難指示の判断材料とする。
- ・ 堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越流）に限らず、堤防の漏水・侵食等も考えられる。このため、消防団等から、漏水等の堤防の決壊につながるような前兆現象が確認された場合、避難指示の判断材料とする。

#### 【避難指示の判断基準】

- 1～3のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。
- 1：鳥居川水位観測所の水位が堤防天端高である3.29mに到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）
  - 2：異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合
  - 3：決壊や越水・溢水の発生又は氾濫発生情報が発表された場合

### 3.6 鳥居川以外の河川（対象：すべての河川）

#### 3.6.1 避難勧告等の判断基準

- ・ 鳥居川以外の河川については、職員や消防団による巡視や住民等からの情報を基に、避難を行う必要があると判断した場合には、避難勧告又は避難指示を発令することとする。なお、小河川の水位の上昇は、短時間の降雨で浸水が発生することや狭い範囲の降雨の継続状況を把握することが難しく、時間的余裕が無い場合がほとんどであることから、基本的に避難準備情報は発令しない。（消防団による巡視は、町において警戒体制以上の配備体制をとっている場合で、消防団長の指示により実施する。）



ただし、過去に氾濫した際の記録があり、降水量・降水時間と氾濫の関係性がわかっている小河川等の場合は、避難準備情報の発令も検討する。

- ・避難勧告のタイミングは、気象予報等を踏まえ、早めの勧告等を原則とするが、避難が必要な状況が夜間・早朝になった場合でも、躊躇することなく避難勧告等を発令する。

- ・なお、台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う必要がある。

- ・水位や現地情報等が把握できる小河川等については、氾濫が発生し始めたときに避難指示を発令することも検討する。

**【避難勧告の判断基準】**

1～4のいずれか1つに該当する場合に、避難勧告を発令するものとする。

1：対象河川において被害が発生し、拡大のおそれや住家被害のおそれがあるとき

2：対象河川の断面の1/2の高さよりも水位が上昇し、護岸が流出したとき

3：消防団等から避難の必要性に関する通報があった場合

4：浸水の発生に関する情報が住民等から通報された場合

※各河川の危険箇所における状況

(長野県水防計画書)

河川名	管理者	種別	護岸別延長 (m)		場 所(目標)	予想 水位 (m)	予想される危険
			左	右			
八蛇川	県	一級	100	—	東小学校前	2.4	水衝洗掘
鳥居川	県	一級	—	70	牟礼吹上	1.5	護岸等の決壊
斑尾川	県	一級	500	500	下赤塩～柳沢橋	2.0	断面狭小による越水
斑尾川	県	一級	1,500	1,500	柳沢橋～奈良本橋	2.0	護岸等の決壊
斑尾川	県	一級	1,450	1,500	掘越集落～若宮集落	2.0	護岸等の決壊
斑尾川	県	一級	500	500	毛見橋～下赤塩橋	2.0	断面狭小による越水
斑尾川	県	一級	2,300	2,300	大峰2号橋～毛見橋	2.0	断面狭小による越水
斑尾川	県	一級	1,000	1,000	若宮集落～御所之入橋	2.0	断面狭小による越水
鳥居川	県	一級	500	—	華表橋～日影橋	3.0	越水
前川	町	準用	20	—	西小学校上	2.4	護岸等の決壊
前川	町	準用	100	100	西小学校庭	2.4	断面狭小による越水
月見川	町	準用	50	30	番匠入口	1.2	護岸等の決壊
月見川	町	準用	50	100	下/沢上下流	2.0	護岸等の決壊
本沢川	町	準用	—	200	飯綱町赤塩(郡界上流)	1.5	がけ崩れによる川のせき止め 土石流

### 3.7 避難勧告等の解除

#### 3.7.1 水位周知河川

避難勧告等の解除については、水位が氾濫危険水位及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとする。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除するものとする。

#### 3.7.2 小河川

避難勧告等の解除については、当該河川の水位が十分に下がり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとする。

## 4. 土砂災害

### 4.1 避難勧告等の対象とする土砂災害の危険性がある区域

- ・ 土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」

土砂災害防止法に基づき住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、以下に区域の定義を示す。

- ① 土砂災害警戒区域：土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域
- ② 土砂災害特別警戒区域：土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

- ・ 土砂災害警戒区域

土石流	52箇所
急傾斜地の崩壊	95箇所
地すべり	30箇所

- ・ 土砂災害特別警戒区域

土石流	43箇所
急傾斜地の崩壊	90箇所

### 4.2 避難勧告等を判断する情報

- ①大雨注意報、②大雨警報（土砂災害）、③土砂災害警戒情報、④記録的短時間大雨情報、⑤大雨特別警報（土砂災害）、⑥土砂災害警戒判定メッシュ情報、⑦都道府県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報以上の情報について、長野県河川砂防情報ステーション及び長野県庁FAX 一斉。

### 4.3 避難すべき区域

避難勧告等の対象とする「避難すべき区域」は下表のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・ 「避難すべき区域」は、過去の被害の実績や被害想定などを踏まえて特定したもので、自然現象のため不測の事態等も想定されるため、事態の進行・状況に応じて、避難勧告等の発令区域を適切に判断する。

- ・ 「避難すべき区域」特定の際に参考とした土砂災害警戒区域等は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る災害が発生する可能性があることと、平均的な地盤高等を用いて計算されており、想定を上回る災害が発生する可能性があることと、平均的な地盤高等を用いて計算されており、細かい地形が反映されていないことに留意する。

土砂災害避難区域

避難地域	対象地区 (避難勧告等の発令単位)	災害の様相	指定避難場所 指定避難所
牟礼西地区	高坂区	急傾斜・土石流 地すべり	牟礼西小学校
	地蔵久保区	土石流	
	野村上区	土石流	
	北川区	土石流	
	袖之山区の一部	土石流	
	夏川区	土石流	
	古町区・芹沢地区の一部	地すべり	
牟礼東地区	小玉区	急傾斜・土石流	牟礼東小学校
	栄町区の一部	急傾斜・地すべり	
	牟礼区の一部	急傾斜・地すべり	
	番匠区の一部	急傾斜	町民会館
普光寺地区	深沢組の一部	急傾斜	三水第一小学校
芋川地区	寺村組の一部	地すべり	芋川防災センター
	町組	土石流・地すべり	
	中峰組	土石流・地すべり	
	御所之入組の一部	土石流	
	若宮組	急傾斜・土石流	
	若宮組（あおぞら）	急傾斜・土石流	
	堀越組	急傾斜・土石流	
日向組・溝口地区	急傾斜・土石流		
倉井地区	谷組・釜淵地区の一部	急傾斜・地すべり	倉井コミュニティ 消防センター
	谷組・狐沢地区	急傾斜	
赤東地区	毛野組の一部	急傾斜・土石流 地すべり	赤東コミュニティ 消防センター
	下赤塩組の一部	急傾斜・土石流 地すべり	
	東柏原組	土石流	
	扇平組の一部	急傾斜	

4.4 判断基準

4.4.1 避難準備情報

- ・大雨警報（土砂災害）は、避難勧告の材料となる土砂災害警戒情報の基準から概ね1

時間前に達する土壌雨量指数の値を基準として設定し、その基準を超える2～6 時間前に発表されることから、この情報の発表を判断基準の基本とする。

・雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定可能な場合は、町内の雨量観測地点や土砂災害危険箇所等で既に累積雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も判断基準とする。

・大雨注意報が発表されている状況で夕刻を迎え、当該注意報の中で夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合には、避難準備情報の発令を検討し、その際、注意報に記される注意警戒期間、降水短時間予報、府県気象情報も勘案する。

・なお、台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う。

#### 【避難準備情報の判断基準】

1～4のいずれか1つに該当する場合に、避難準備情報を発令するものとする。

1：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合

2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合

3：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合

4：強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

#### 4.4.2 避難勧告

・土砂災害警戒情報の発表をもって避難勧告の判断基準とすることを基本とするが、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の判定基準を超過したメッシュが増加した場合は、当該メッシュにかかる地域に更に避難勧告を検討する。

・土砂災害の発生が想定される大雨時に、事前通行規制や冠水等によって、土砂災害警戒区域等からの避難経路の安全な通行が困難となる場合は、それら規制等の基準と避難に要する時間を考慮して検討する。

・土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合。なお、前兆現象や土砂災害が土砂災害警戒区域、土砂災害危険区域以外の区域で発見された場合は、前兆現象や土砂災害の発生した箇所や周辺区域を躊躇なく避難勧告の対象地域とする。避難勧告を発令している状況下で、更に大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合には、避難勧告対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既の実施済みの措置の内容を再度確認する。

・なお、台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う。

#### 【避難勧告の判断基準の設定例】

1～4のいずれか1つに該当する場合に、避難勧告を発令するものとする。

1：土砂災害警戒情報が発表された場合

- 2：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合
- 3：大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合
- 4：土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合

#### 4.4.3 避難指示

- ・基本的には土砂災害警戒情報が発表された段階で避難勧告が発令されていることが前提となるが、まだ、避難していない人へより強く避難を促す。
- ・土砂災害警戒情報を補足する情報が実況で基準を超過した場合や、土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合等は、さらに土砂災害発生の危険性が高まっていると想定される。
- ・土砂災害警戒情報を補足する情報を参考とし、避難指示の発令範囲を的確に設定する。
- ・大雨特別警報（土砂災害）が発表された段階では、すでにどこかで土砂災害が発生している場合があり得るとともに、それ以外の箇所でも土砂災害発生の危険性が高まっていることが想定される。このため、大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合には、避難指示対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認する。
- ・前兆現象や土砂災害が土砂災害警戒区域、土砂災害危険区域以外の区域で発見された場合は、前兆現象や土砂災害の発生した箇所や周辺区域を躊躇なく避難指示の対象地域とする。

#### 【避難指示の判断基準の設定例】

- 1～5のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。
- 1：土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合
- 2：土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合
- 3：土砂災害が発生した場合
- 4：山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合
- 5：避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合

#### 4.4.4 避難が必要な状況が夜間・早朝になった場合

- ・基本的に夜間であっても、躊躇することなく避難勧告等は発令する。
- ・夜間の避難行動は、昼間より危険性が高まるため、避難勧告等の発令は可能な限り

日没までに行うことを原則とするが、日没以降であっても避難の必要性が新たに判明すれば、直ちに避難勧告発令を判断する。

#### 4.4.5 避難勧告等の解除

・避難勧告等の解除については、当該地域の土砂災害警戒情報が解除された段階を基本として、解除するものとする。ただし、土砂災害が発生した場合には、慎重に解除の判断を行う。

### 5. 避難勧告等の情報伝達

避難勧告等を住民に伝達する主な手段は下記のとおり。

- ① 防災行政無線（同報系）
- ② 緊急速報メール
- ③ 飯綱町メール配信サービス
- ④ ソーシャルメディア
- ⑤ 広報車、消防団による広報
- ⑥ 消防団、警察、自主防災組織、近隣住民等による直接的な声かけ

#### 5.1 水害

##### 5.1.1 【避難準備情報の伝達文の例(水位周知河川)】

★緊急放送、緊急放送、避難準備情報発令。  
★こちらは、飯綱町です。  
★鳥居川の水位が避難判断水位に到達したため、○時○分、○○区（組）の○○地区に鳥居川に関する避難準備情報を発令しました。  
★○○地区の方は気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思ふ場合は、迷わず避難して下さい。  
★高齢の方、障害のある方、小さい子供をお連れの方などは、予め定めた避難場所へ避難してください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難して下さい。  
★指定緊急避難場所と避難所は○○○です。  
★なお、屋外での避難行動に危険が伴う場合や、立ち退き避難をしなくても安全と判断した場合は、屋内で安全確保をしてください。

##### 5.1.2 【避難勧告の伝達分の例】

★緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。  
★こちらは、飯綱町です。  
★鳥居川の水位が氾濫のおそれのある水位に到達したため、○○時○○分、○○区（組）の○○地区に鳥居川に関する避難勧告を発令しました。  
★○○地区の方は、直ちに予め定めた避難行動をとってください。外が危険な場合は、

屋内の高いところに避難して下さい。

★指定緊急避難場所と避難所は〇〇〇です。

★なお、屋外での避難行動に危険が伴う場合や、立ち退き避難をしなくても安全と判断した場合は、屋内で安全確保をしてください。

### 5.1.3 【避難指示の伝達文の例】

★緊急放送、緊急放送、避難指示発令。

★こちらは、飯綱町です。

★鳥居川の水位が堤防の高さを超えるおそれがあるため、〇〇時〇〇分、〇〇区（組）の〇〇地区に鳥居川に関する避難指示を発令しました。

★未だ避難していない方は、直ちに避難して下さい。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難して下さい。

★指定緊急避難場所と避難所は〇〇〇です。

★なお、屋外での避難行動に危険が伴う場合や、立ち退き避難をしなくても安全と判断した場合は、屋内で安全確保をしてください。

## 5.2 土石災害

### 5.2.1 【避難準備情報の伝達文の例】

★緊急放送、緊急放送、避難準備情報発令。

★こちらは、飯綱町です。

★〇時〇分に〇〇市に大雨警報が発表されました。土砂災害の危険性が高くなることが予想されるため、〇時〇分、〇〇区（組）の〇〇地区の土砂災害警戒区域等に土砂災害に関する避難準備情報を発令しました。

★〇〇地区の土砂災害警戒区域等にお住まいの方は気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思ふ場合は、迷わず避難して下さい。

★高齢の方、障害のある方、小さい子供をお連れの方などはあらかじめ定めた避難場所へ避難して下さい。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難して下さい。

★指定緊急避難場所と避難所は〇〇〇です。

★なお、屋外での避難行動に危険が伴う場合や、立ち退き避難をしなくても安全と判断した場合は、屋内で安全確保をしてください。

### 5.2.2 【避難勧告の伝達文の例】

★緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。

★こちらは、飯綱町です。

★〇時〇分に飯綱町に土砂災害警戒情報が発表されました。土砂災害の危険性が極めて高まっているため、〇時〇分、〇〇区（組）の〇〇地区の土砂災害警戒区域等に土砂災害に関する避難勧告を発令しました。



- ★〇〇地区の土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、直ちに予め定めた避難場所へ避難して下さい。
- ★急斜面の付近や河川沿いにいる方は、急斜面や河川等から離れたなるべく頑強な建物等へ避難して下さい。
- ★〇〇道路は雨量規制のため通行できませんのでご注意ください。
- ★指定緊急避難場所と避難所は〇〇〇です。
- ★なお、屋外での避難行動に危険が伴う場合や、立ち退き避難をしなくても安全と判断した場合は、屋内で安全確保をしてください。

### 5.2.3 【避難指示の伝達文の例】

- ★緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- ★こちらは、飯綱町です。
- ★△△地区で土砂災害の発生（または、前兆現象）が確認されました。土砂災害の危険性が極めて高まっているため、〇時〇分、〇〇区（組）の〇〇地区に土砂災害に関する避難指示を発令しました。
- ★未だ避難していない方は、最寄りの頑強な建物等へ直ちに避難して下さい。外が危険な場合は、屋内の谷側の高いところに避難して下さい。
- ★指定緊急避難場所と避難所は〇〇〇です。
- ★なお、屋外での避難行動に危険が伴う場合や、立ち退き避難をしなくても安全と判断した場合は、屋内で安全確保をしてください。